

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大分銀行			コード	8392
提出日	2022/6/24	異動(予定)日	2022/6/24		
独立役員届出書の提出理由	属性・選任理由変更のため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	大崎 美泉	社外取締役	○													○			有
2	河野 光雄	社外取締役	○													○			有
3	山本 章子	社外取締役	○													○			有
4	大呂 紗智子	社外取締役	○													○	訂正・変更		有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当あり 本人が副学長を務める国立大学法人 大分大学と当行との間には、通常の銀行取引があります。	国立大学法人大分大学の副学長としての幅広い経験と同大学経済学部教授や学部長を歴任した高い学識を有しており、その十分な知見により、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に取り組んでいただけると判断したものです。なお、国立大学法人大分大学と当行の間には、通常の銀行取引がありますが、財務部門の業務執行には関与しておらず、また、同法人の取引内容等を総合的に勘案したところ、当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場にないことから、コーポレートガバナンスコードに関する基本方針「独立社外取締役の独立性判断基準」を十分に満たしていると判断され、独立役員に選任しております。
2	該当あり 本人が社外監査役を務める(株)ジョイフルと当行の間には、貸出金等の取引があります。	公認会計士として豊富な経験をお持ちであり、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に取り組んでいただけると判断したものです。なお、当行グループ会社等と原稿料等の少額の取引がありました。また、2021年3月末をもって終了しております。また、(株)ジョイフルと当行の間には、貸出金等の取引がありますが、与信シェア等総合的に勘案し、当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場にないことから主要な与信先に該当しないと判断され、コーポレートガバナンスコードに関する基本方針「独立社外取締役の独立性判断基準」を十分に満たしていることから、独立役員に選任しております。
3	該当あり 本人が理事を務める学校法人 道徳学園と当行の間には、通常の銀行取引があります。	これまでの長年にわたる地方行政等の経験や実績を高く評価し、その十分な知見により、当行の経営全般を俯瞰する立場から、当行が抱える課題の本質を把握し、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献できる人物と判断したものです。なお、学校法人 道徳学園と当行の間には、通常の銀行取引がありますが、取引内容等を総合的に勘案し、当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場にないことから、コーポレートガバナンスコードに関する基本方針「独立社外取締役の独立性判断基準」を十分に満たしていると判断され、独立役員に選任しております。
4	該当あり 本人が勤務する弁護士法人アゴラ、社外取締役(監査等委員)を務めるF I G株式会社と当行の間には、通常の銀行取引があります。	弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識と豊富な実務経験を活かして、中立かつ客観的な視点から業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督に取り組んでいただけると判断したものです。また、同氏が勤務する弁護士法人アゴラ、及び社外取締役(監査等委員)を務めるF I G株式会社と当行の間には銀行取引がありますが、取引内容等を総合的に勘案し、当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場にないことから、コーポレートガバナンスコードに関する基本方針「独立社外取締役の独立性判断基準」を十分に満たしていると判断されるため、独立役員に選任しております。
5		

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。